

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成23年7月末・速報）

目 次

表1	新受人員	
表1-1	罪名別の新受人員	1
表1-2	庁別の新受人員	2
表2	終局人員	
表2-1	罪名別の終局人員	3
表2-2	庁別の終局人員	4
表3	選任手続の概況	5
表4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	5
表5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）	6
表6	選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳	6
表7	選任された裁判員及び補充裁判員の総数	7
表8	職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数	7
表9	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	7
表10	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	7
表11	審理期間	
表11-1	審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）	8
表11-2	実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布（自白否認別）	8
表12	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	8
表13	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	9

表1 新受人員

表1-1 罪名別の新受人員

総数		4,002
強盗致傷		1,011
殺人		843
現住建造物等放火		373
覚せい剤取締法違反		340
傷害致死		290
(準)強姦致死傷		264
強盗強姦		210
(準)強制わいせつ致死傷		208
強盗致死(強盗殺人)		116
偽造通貨行使		112
危険運転致死		44
逮捕監禁致死		42
通貨偽造		41
集団(準)強姦致死傷		24
保護責任者遺棄致死		22
銃砲刀剣類所持等取締法違反		19
組織的犯罪処罰法違反	※注5	11
麻薬特例法違反	※注6	8
爆発物取締罰則違反		6
麻薬及び向精神薬取締法違反		4
身代金拐取		3
その他		11

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 7 速報値である。

表 1-2 庁別の新受人員

総数	4,002
東京地裁本庁	363
東京地裁立川支部	146
横浜地裁本庁	187
横浜地裁小田原支部	37
さいたま地裁本庁	189
千葉地裁本庁	421
水戸地裁本庁	101
宇都宮地裁本庁	59
前橋地裁本庁	61
静岡地裁本庁	16
静岡地裁沼津支部	48
静岡地裁浜松支部	20
甲府地裁本庁	30
長野地裁本庁	33
長野地裁松本支部	20
新潟地裁本庁	46
大阪地裁本庁	327
大阪地裁堺支部	115
京都地裁本庁	71
神戸地裁本庁	121
神戸地裁姫路支部	33
奈良地裁本庁	22
大津地裁本庁	50
和歌山地裁本庁	33
名古屋地裁本庁	188
名古屋地裁岡崎支部	48
津地裁本庁	29
岐阜地裁本庁	58
福井地裁本庁	17
金沢地裁本庁	24
富山地裁本庁	15

広島地裁本庁	80
山口地裁本庁	21
岡山地裁本庁	72
鳥取地裁本庁	13
松江地裁本庁	6
福岡地裁本庁	146
福岡地裁小倉支部	41
佐賀地裁本庁	19
長崎地裁本庁	25
大分地裁本庁	30
熊本地裁本庁	35
鹿児島地裁本庁	53
宮崎地裁本庁	23
那覇地裁本庁	44
仙台地裁本庁	65
福島地裁本庁	24
福島地裁郡山支部	46
山形地裁本庁	21
盛岡地裁本庁	13
秋田地裁本庁	10
青森地裁本庁	41
札幌地裁本庁	88
函館地裁本庁	14
旭川地裁本庁	18
釧路地裁本庁	18
高松地裁本庁	43
徳島地裁本庁	16
高知地裁本庁	23
松山地裁本庁	24
その他	2

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員である。
 3 速報値である。

表2 終局人員

表2-1 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	2,574	2,504	3	9	1	57
強盗致傷	634	613	-	1	1	19
殺人	582	571	-	1	-	10
現住建造物等放火	236	229	2	-	-	5
傷害致死	210	205	-	1	-	4
覚せい剤取締法違反	206	194	-	5	-	7
(準)強姦致死傷	144	137	-	-	-	7
(準)強制わいせつ致死傷	130	130	-	-	-	-
強盗強姦	87	84	-	-	-	3
強盗致死(強盗殺人)	81	79	-	1	-	1
麻薬特例法違反 ※注6	65	65	-	-	-	-
偽造通貨行使	51	51	-	-	-	-
危険運転致死	29	29	-	-	-	-
逮捕監禁致死	23	23	-	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	17	17	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	14	14	-	-	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法違反	14	14	-	-	-	-
通貨偽造	11	10	-	-	-	1
傷害	10	10	-	-	-	-
強盗	7	7	-	-	-	-
麻薬及び向精神薬取締法違反	5	5	-	-	-	-
(準)強姦	4	4	-	-	-	-
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	-
窃盗	2	1	1	-	-	-
非現住建造物等放火	1	1	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-
強制わいせつ	1	1	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反 ※注7	1	1	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。

5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

8 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

9 速報値である。

表2-2 庁別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他 ※注2	庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他 ※注2
総数	2,574	2,504	3	9	1	57	広島地裁本庁	48	48	-	-	-	-
東京地裁本庁	229	225	-	2	1	1	山口地裁本庁	15	15	-	-	-	-
東京地裁立川支部	84	75	1	-	-	8	岡山地裁本庁	37	37	-	-	-	-
横浜地裁本庁	116	112	-	-	-	4	鳥取地裁本庁	6	6	-	-	-	-
横浜地裁小田原支部	20	17	-	-	-	3	松江地裁本庁	5	5	-	-	-	-
さいたま地裁本庁	116	116	-	-	-	-	福岡地裁本庁	104	101	1	-	-	2
千葉地裁本庁	259	248	-	2	-	9	福岡地裁小倉支部	28	28	-	-	-	-
水戸地裁本庁	62	62	-	-	-	-	佐賀地裁本庁	13	13	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	43	42	-	-	-	1	長崎地裁本庁	20	19	-	-	-	1
前橋地裁本庁	46	46	-	-	-	-	大分地裁本庁	19	18	-	-	-	1
静岡地裁本庁	14	14	-	-	-	-	熊本地裁本庁	27	27	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	24	22	-	-	-	2	鹿児島地裁本庁	35	34	-	1	-	-
静岡地裁浜松支部	13	12	-	1	-	-	宮崎地裁本庁	15	15	-	-	-	-
甲府地裁本庁	19	19	-	-	-	-	那覇地裁本庁	35	34	1	-	-	-
長野地裁本庁	22	21	-	-	-	1	仙台地裁本庁	40	39	-	-	-	1
長野地裁松本支部	15	14	-	-	-	1	福島地裁本庁	13	13	-	-	-	-
新潟地裁本庁	23	23	-	-	-	-	福島地裁郡山支部	37	30	-	-	-	7
大阪地裁本庁	204	202	-	2	-	-	山形地裁本庁	14	14	-	-	-	-
大阪地裁堺支部	63	62	-	-	-	1	盛岡地裁本庁	6	6	-	-	-	-
京都地裁本庁	49	47	-	-	-	2	秋田地裁本庁	6	6	-	-	-	-
神戸地裁本庁	73	72	-	1	-	-	青森地裁本庁	30	30	-	-	-	-
神戸地裁姫路支部	29	29	-	-	-	-	札幌地裁本庁	66	65	-	-	-	1
奈良地裁本庁	19	19	-	-	-	-	函館地裁本庁	9	8	-	-	-	1
大津地裁本庁	26	26	-	-	-	-	旭川地裁本庁	11	11	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	28	27	-	-	-	1	釧路地裁本庁	8	8	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	119	117	-	-	-	2	高松地裁本庁	27	26	-	-	-	1
名古屋地裁岡崎支部	33	32	-	-	-	1	徳島地裁本庁	12	12	-	-	-	-
津地裁本庁	23	23	-	-	-	-	高知地裁本庁	19	18	-	-	-	1
岐阜地裁本庁	40	39	-	-	-	1	松山地裁本庁	21	20	-	-	-	1
福井地裁本庁	9	9	-	-	-	-	その他 ※注3	2	-	-	-	-	2
金沢地裁本庁	15	15	-	-	-	-							
富山地裁本庁	11	11	-	-	-	-							

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
 3 庁名の「その他」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員である。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表3 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数(a)	214,826
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	79,909
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	117,598
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)	54.7

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	214,826 [85.4]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 ※注2	56,631 [22.5]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	158,195 [62.9]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) ※注2	58,699 [23.3]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	79,909 [31.7]			
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) ※注3	80.3			

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人(呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人)のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 []は、総数を判決人員(2,517人)で除した平均値である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含む。
- 5 速報値である。

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳(選任手続期日の前と当日別)

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退により呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退により呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	2,517			
選定された裁判員候補者の総数	214,826			
辞退が認められた裁判員候補者の総数	117,598	55,827	52,030	9,741
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等) ※注3	41,932	38,731	3,058	143
疾病傷害	17,411	10,023	6,542	846
介護養育	11,999	1,938	9,207	854
事業における重要用務	28,009	2,761	20,884	4,364
社会生活上の重要用務	2,303	251	1,585	467
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	1,778	603	1,123	52
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	1,332	142	1,024	166
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	867	64	635	168
辞退政令4号(出産等への立会い等)	188	28	147	13
辞退政令5号(遠隔地)	2,552	289	2,226	37
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	9,227	997	5,599	2,631

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含む。
 3 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)」のうち, 制度施行から平成22年までの人数には,
 (1)欠格事由, 就職禁止事由に該当するとして, 呼び出さない措置がされたもの, (2)転居先不明等により
 裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
 4 速報値である。

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	2,517
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	59,327
理由あり不選任(法34条4項)	240
辞退による不選任(法34条7項)	9,741
理由なし不選任(法36条)	9,904
くじ等による不選任(法37条3項)	39,431
質問なし不選任(規35条2項, 3項) ※注3	11

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含む。
 3 「質問なし不選任」とは, (1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で,
 その順序に従って質問を行い, 必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る, い
 わゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるための
 くじを行う方式により, 質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。
 4 速報値である。

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	2,388
選任された裁判員の数	14,564
選任された補充裁判員の数	5,153

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数であり、少年法55条による家裁移送決定があったものを含む。
 2 裁判員及び補充裁判員の数、刑事局への個別報告による実人員である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 概数である。

表8 職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数

終局件数	職務従事日数						平均職務従事日数
	2日	3日	4日	5日	10日以内	10日を超える	
2,388	28	709	841	379	391	40	4.5日

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含む。
 3 裁判員が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含まない。
 4 概数である。

表9 公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期間										平均公判前整理手続期間
		10日以内	20日以内	1月以内	1月15日以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	6月を超える	
総数	2,508	-	1	5	41	109	379	468	395	288	822	5.5月
自白	1,590	-	1	5	34	96	334	353	271	184	312	4.7月
否認	918	-	-	-	7	13	45	115	124	104	510	6.8月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含む。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表10 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決人員	開廷回数						平均開廷回数
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	2,517	-	58	1,126	827	283	223	3.9回
自白	1,598	-	56	933	470	104	35	3.5回
否認	919	-	2	193	357	179	188	4.6回

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含む。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表 1 1 審理期間

表 1 1 - 1 審理期間(受理から終局まで)別の判決人員の分布及び平均審理期間(自白否認別)

	判決人員	審理期間							平均審理期間
		3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超える	
総数	2,517	14	155	341	423	917	397	270	8.3月
自白	1,598	14	139	283	320	596	179	67	7.2月
否認	919	-	16	58	103	321	218	203	10.1月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含む。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 4 速報値である。

表 1 1 - 2 実審理期間(第1回公判から終局まで)別の判決人員の分布(自白否認別)

	判決人員	実審理期間								
		2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	1月以内	6月以内	6月を超える
総数	2,517	45	796	650	246	579	126	13	21	41
自白	1,598	44	710	459	116	218	10	3	10	28
否認	919	1	86	191	130	361	116	10	11	13

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 実審理期間が1月を超える枠内の62人には、区分審理を行ったもの及び裁判員裁判対象事件以外の事件について第1回公判を開いた後、裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものなどが含まれる。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含む。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表 1 2 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間(自白否認別)

	判決人員	評議時間						平均評議時間
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	720分を超える	
総数	2,517	154	528	698	486	285	366	521.6分
自白	1,598	140	416	520	293	138	91	446.4分
否認	919	14	112	178	193	147	275	652.4分

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含む。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表 1 3 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分別																控訴人員	控訴率(%)	
		有罪												罰金	無罪	家裁へ移送	その他			
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役								執行猶予							3年以下
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑								
総数	2,574	2,507	8	51	23	41	107	261	503	530	445	142	395	225	1	9	1	57	842	33.5
強盗致傷	634	613	-	-	-	1	6	32	133	181	160	22	78	59	-	1	1	19	195	31.8
殺人	582	571	3	15	6	19	68	102	66	85	67	33	107	49	-	1	-	10	192	33.6
現住建造物等放火	236	231	-	-	1	-	2	6	14	35	60	35	78	49	-	-	-	5	49	21.2
傷害致死	210	205	-	-	-	-	-	16	59	58	40	10	22	6	-	1	-	4	65	31.6
覚せい剤取締法違反	206	194	-	-	-	-	4	32	104	45	4	4	1	1	-	5	-	7	104	52.3
(準)強姦致死傷	144	137	-	-	2	2	7	15	36	46	22	3	4	2	-	-	-	7	51	37.2
(準)強制わいせつ致死傷	130	130	-	-	-	-	-	1	8	18	35	16	52	37	-	-	-	-	24	18.5
強盗強姦	87	84	-	2	7	6	10	26	26	6	1	-	-	-	-	-	-	3	36	42.9
強盗致死(強盗殺人)	81	79	5	33	7	10	8	7	7	2	-	-	-	-	-	1	-	1	51	63.8
麻薬特例法違反 ※7	65	65	-	-	-	-	1	8	20	24	11	1	-	-	-	-	-	-	23	35.4
偽造通貨行使	51	51	-	-	-	-	-	-	-	1	14	4	32	9	-	-	-	-	3	5.9
危険運転致死	29	29	-	-	-	1	-	2	9	11	2	4	-	-	-	-	-	-	13	44.8
逮捕監禁致死	23	23	-	-	-	-	-	2	6	3	8	1	3	1	-	-	-	-	11	47.8
集団(準)強姦致死傷	17	17	-	1	-	2	-	2	6	2	-	1	3	3	-	-	-	-	7	41.2
保護責任者遺棄致死	14	14	-	-	-	-	-	1	3	2	2	2	4	3	-	-	-	-	5	35.7
銃砲刀剣類所持等取締法違反	14	14	-	-	-	-	-	2	2	6	4	-	-	-	-	-	-	-	3	21.4
通貨偽造	11	10	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	3	2	-	-	-	1	2	20.0
傷害	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	5	1	4	1	-	-	-	-	1	10.0
強盗	7	7	-	-	-	-	-	1	1	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬及び向精神薬取締法違反	5	5	-	-	-	-	-	3	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	60.0
(準)強姦	4	4	-	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	25.0
爆発物取締罰則違反	4	4	-	-	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	50.0
窃盗	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	1	50.0
非現住建造物等放火	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反 ※8	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
 6 禁錮刑の終局人員はない。
 7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 10 速報値である。